

令和2年

第6回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第6回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和2年6月19日
訓子府町招集通知の日 令和2年6月19日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和2年6月26日(金)午後3時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 坂 本 稔	2. 上 杉 三 郎	3. 高 城 美 惠
4. 林 浩 幸	5. 中 村 一 博	6. 武 藤 一 仁
7. 細 川 孝 雄	8. 宮 本 憲 司	9. 寺 町 昌 恭
10. 長谷川喜代司	11. 鎌 田 勝 子	12. 稲 邊 文 男
13. 石 澤 和 也	14. 井 幡 孝 一	

欠席委員

署名委員

6. 武 藤 一 仁 7. 細 川 孝 雄

事務局職員

事務局長 原 口 周 司
事務局次長 今 田 和 則

提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
の決定について

原口局長	<p>第6回農業委員会の開会にあたり、坂本会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——坂本会長挨拶——</p>
原口局長	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。坂本会長よろしくお願ひいたします。</p>
議長 (坂本会長)	<p>ただいまから令和2年第6回農業委員会を開会いたします。</p> <p>ただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>事務局より「諸般の報告」をお願ひします。</p>
原口局長	<p>ご報告を申しあげます。</p> <p>本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p>
議長	<p>本日の議件は議案が3件でございます。本日の議事録署名委員は6番武藤委員、7番細川委員にお願ひします。</p> <p>——議案第1号——</p>
議長	<p>議案第1号を上程します。事務局説明願ひします。</p>
今田次長	<p>議案第1号について説明いたします。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
今田次長	<p>今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は、賃貸借のみ4件となります。</p>
議長	<p>また、本件は農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後、所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上 of 農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。説明については以上です。</p>
議長	<p>1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
寺町委員	<p>西富については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
寺町委員	<p>西富については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p>
寺町委員	<p>西富については、特に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議長	<p>4件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。</p> <p>西富については、特に問題ありません。</p> <p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p> <p>以上4件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>

— 議案第 2 号 —

議 長
今田次長

議案第 2 号を上程します。事務局説明願います。
それでは、議案第 2 号について説明いたします。
申請は 1 件でございます。

今田次長

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)
今回、審議していただく本件は、先ほど現地確認いただいた農地であり、農業用施設を建設するために申請があったものです。
農地転用の概要は堆肥舎 5 9 7 平方メートル、牧草倉庫 5 1 5 平方メートル、バンカーサイロ 7 7 1 平方メートル、通路兼酪農作業場 8 0 9 平方メートルの計 2, 6 9 2 平方メートルであります。
資金計画については、事業費として堆肥舎建設費用 7 0 0 万円、牧草倉庫費用 3 5 0 万円、バンカーサイロ建設費用 4 5 0 万円の計 1, 5 0 0 万円。全額自己資金にて調達することとしております。又、農用地区域の用途変更については、5 月 2 1 日付けで北海道オホーツク総合振興局から許可が下りております。
なお、本件は転用面積が 3 0 アール以下であり、転用面積が 3 0 アール以下の農業用施設や農家住宅等については、北海道農業会議への意見聴取の対象外となることから、本総会にて審議後可決決定した場合は、意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。

議 長
武藤委員
議 長

説明については以上です。
審議の前に、担当委員から何かございますか。
福野については、特にありません。
それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。
— ありませんの声 —

議 長

疑義が無いようなので、可決決定いたします。

— 議案第 3 号 —

議 長

議案第 3 号を上程いたします。
申請は売買のみ 3 件ですが、3 件目の議件は、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため、最後に審議します。

今田次長

先に他の 2 件を審議します。事務局説明願います。
議案第 3 号について説明いたします。

今田次長

(以下議案により説明を行い、次の点について補足説明を行った。)
本件は全て農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間 1 5 0 日以上 of 農作業従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等は満たしております。
説明については以上です。

議 長	1 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	2 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	以上 2 件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 3 件目の議件は、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため、議長を上杉職務代理者に交代します。上杉職務代理者をお願いします。 (〇〇委員離席)
議長(上杉代理) 今田次長	3 件目の議件について、事務局説明願います。 3 件目の議件について説明いたします。 (以下議案により説明を行い、次の点について補足説明を行った。)
今田次長	3 件目も 1・2 件目同様、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間 150 日以上 of 農作業従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等は満たしております。 説明については以上です。
議 長	3 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——
議 長	疑義が無いようなので、可決決定いたします。 「議事参与の制限」の議件が終了しましたので、議長を元に戻します。 (〇〇委員着席)
議 長 (坂本会長)	以上で本日の議件を全部終了いたしました。
	<p>上記会議の顛末を記録し議事録とする。</p> <p>令和 2 年 6 月 26 日</p> <p>訓子府町農業委員会</p> <p>会 長 坂 本 稔</p> <p>議 長</p> <p>署名委員 6 番</p> <p>署名委員 7 番</p>